別表第一の一七の項イを次のように改める。

イ(イ)　民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

(ロ)　非訟事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て

(ハ)　家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理に関する処分の取消しの申立て又は義務の履行を命ずる審判を求める申立て

別表第一の一七の項ニ中「又は一三の項」を「、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項」に改め、同項ホ中「、家事審判法第十五条の六の規定による申立て」を削る。

別表第一の一八の項中「第三百三十七条第二項」の下に「、非訟事件手続法第七十七条第二項若しくは家事事件手続法第九十七条第二項」を加え、同表一九の項中「第三百四十九条第一項」の下に「、非訟事件手続法第八十三条第一項又は家事事件手続法第百三条第一項」を加える。

第百三条　この法律の施行前に申し立てられた前条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第九条第一項から第三項まで、第五項又は第八項に規定する事件の手続並びに同法第十条第二項及び第十五条第一項の決定がされた事件の手続については、なお従前の例による。

2　この法律の他の規定においてなお従前の例によることとされる裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の費用については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第百四条　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二十七の十二を削る。

第七条の二十八第二項中「前三条」を「前二条」に、「第七条の二十七の十一」を「前条」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

第百五条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十五を削る。

第二十二条の十六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第二十二条の十四」を「前条」に改め、同条を第二十二条の十五とする。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第百六条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第十項中「一週間」を「二週間」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百七条　この法律の施行前に申し立てられた前条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第十一項に規定する代替許可に係る事件の手続については、なお従前の例による。

（森林組合法の一部改正）

第百八条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第八十八条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第九十二条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

第九十九条の十四を削る。

第九十九条の十五第二項中「前三条」を「前二条」に、「第九十九条の十三」を「前条」に改め、同条を第九十九条の十四とする。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百九条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第四十四条第二項中「前三条」を「第四十一条及び第四十二条」に、「第四十二条」を「同条」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第百十条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号の二中「若しくは和解」を「、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十二年法律第五十一号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続」に改める。

第七十八条第一項中「裁判所書記官に」を「執行裁判所に」に改める。

第百八十一条第一項第一号中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十五条」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十五条」に改める。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　前条の規定による改正後の民事執行法第百八十一条第一項第一号の規定の適用については、旧家事審判法第十五条の審判の謄本（第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を家事事件手続法第七十五条の審判の謄本とみなす。

（農住組合法の一部改正）

第百十二条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の六を削る。

第八十条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第七十九条の五」を「前条」に改める。

（銀行法の一部改正）

第百十三条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。